

ふるさと丸亀応援寄附金協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと丸亀応援寄附金の利用促進と地元特産品のPR、ブランド力の向上、販売促進、及び地元事業者の活性化などの相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた市外の寄附者に対するお礼の品やサービスの提供にご協力いただける事業者を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件を全て満たしていること。

- (1) 各種法令、条例等に沿った生産・製造等を行なっていること。
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合やお礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

3 募集する商品、サービス

(1) 要件

- ア 地方税法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の総務大臣が定める基準を満たしていること。
- イ 丸亀市内のPRや来訪・交流につながる商品または市内で栽培、製造、加工、サービス等が行なわれているものであること。
- ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込める商品であること。
※季節限定、数量限定で供給可能なものは提供期間、限定数量の範囲内での安定供給が見込まれるものであること。
- エ 市からの依頼後、すみやかにお礼品が発送（目安は発注から2週間以内）、またはサービスの提供ができること。

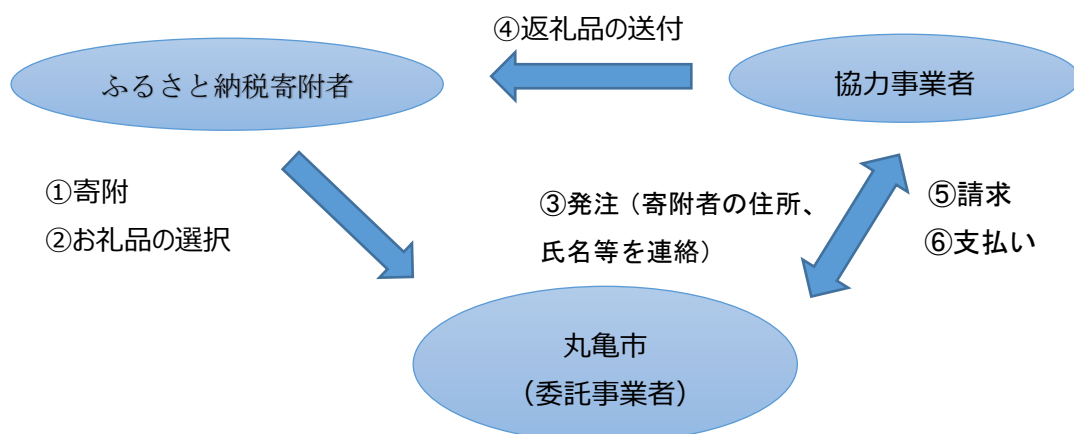
ただし、上記の要件に適合しても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、選定されない場合があります。

(2) 寄附者に対する商品、サービス等の価格

寄附金額の3割以内の商品と、送付に係る送料の合計額とする。

※返礼品の価格には、送料をのぞき、消費税、梱包料等の必要経費を含みます。

4 返礼品発送の流れ



5 協力事業者のメリット

(1) 企業名や商品名等をPR

市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイトの丸亀市のページに、返礼品の画像、商品名、事業者名が掲載されることにより全国の方へPRすることができます。また、市が作成するふるさと納税PRパンフレットを通して、企業名・商品名等をPRできます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

返礼品発送時に自社商品のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進・PRが図れます。

※協力事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

6 募集期間

随時、募集しています。

7 協力事業者の申込方法

丸亀市役所 市長公室 広聴広報課 ふるさと納税担当までお電話にてご連絡ください。

TEL : 0877-35-8891 (対応可能時間 : 平日 8 : 30 ~ 17 : 15)

8 決定方法

市は、申込内容や企業活動等を募集要件と照らし合わせ、総合的に判断し、協力事業者を決定し、その結果を通知します。

9 個人情報の保護について

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、「丸亀市個人情報取扱業務特記事項」に留意し、丸亀市個人情報保護条例及び関係法令を遵守することとします。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から協力事業者への商品申込等で入手された個人情報は、対象外です。

10 その他

- (1) 協力事業者は、あらかじめ登録した商品等を変更または辞退する場合は、丸亀市への報告・承認が必要です。
- (2) 発送及びサービスの提供は協力事業者の責任において行い、お礼品の品質またはサービスの内容に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また品質等による保証や対応につきましては、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、協力企業または商品等が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合、提携及び商品等の登録を中止することがあります。

【お問い合わせ先】

丸亀市 市長公室 広聴広報課

(ふるさと納税担当)

☎ 0877-35-8891

(平日 8:30~17:15)

